

一般社団法人日本美容外科学会 御中

独立行政法人国民生活センター
商品テスト部長



「なくなるならない脱毛施術による危害」について（要望）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。国民生活センターの業務につきましては、日ごろよりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当センターでは今回、「なくなるならない脱毛施術による危害」をテーマに調査・分析を行ったところ、別添（5月11日公表資料）の内容で結果がまとまりました。その結果を踏まえ、下記1.により要望いたします。

なお、要望・情報提供は下記2.の行政機関・関係機関に対して行ったことをあわせてお伝えします。

記

1. 要望内容

（1）脱毛を行う医療機関は、施術前のインフォームド・コンセントを充実させるとともに、やけど等のトラブルが発生した際は適切な対応を講じるよう要望します

PIO-NET に寄せられた、医療機関で脱毛を受けて危害が発生したという相談の中には、リスク等に関する説明が不十分と思われる事例がみられました。脱毛のリスクに関する知識を持たない消費者も多いと考えられることから、施術の内容や方法、リスク等について、分かりやすい説明を十分に行うよう要望します。

また、危害が発生した際に医療機関で治療を受けたという相談のうち、脱毛を受けた医療機関とは別の医療機関を受診したという相談が4割以上にのぼり、危害を受けた際の医療機関の対応や治療に不満や不信感を抱いていると考えられるケースが多いことが分かりました。消費者からの苦情の申し出に適切に対応し、十分かつ適切な治療や情報提供を行うよう要望します。

（2）法律に抵触するおそれのある医療機関の広告について、改善を要望します。また、消費者に誤認を与えるおそれのある医療機関のホームページについて、改善を要望します

今回、インターネット上の医療機関の広告を調査したところ、比較広告など、医療広告ガイドラインで禁止された内容の広告がみられ、関係法令に抵触するおそれがありました。また、医療機関のホームページを調査したところ、消費者に誤認を与えるおそれのある表示が散見されました。

法律に抵触するおそれのある広告については改善を要望します。また、消費者に誤認を与えるおそれのあるホームページ上の表示についても改善するよう要望します。

2. 要望・情報提供先

1) 要望先

消費者庁消費者安全課	(法人番号 5000012010024)
厚生労働省医政局総務課	(法人番号 6000012070001)
厚生労働省医政局医事課	(法人番号 6000012070001)
経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課	(法人番号 4000012090001)
公益財団法人日本エステティック研究財団	(法人番号 2010405000889)
一般社団法人日本エステティック振興協議会	(法人番号 9010505002440)
公益社団法人日本美容医療協会	(法人番号 4010005016755)
一般社団法人日本美容皮膚科学会	(法人番号 1011105007093)
一般社団法人日本美容外科学会 (JSAS)	(法人番号 7010005019920)

2) 情報提供先

内閣府消費者委員会事務局	(法人番号 2000012010019)
警察庁生活安全局生活経済対策管理官	(法人番号 8000012130001)